

## 平成29年度の障がい者虐待の状況について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に基づき、福岡県内における障がい者虐待の平成29年度の状況を以下のとおり公表します。

### 1 障がい者虐待の状況

#### (1) 障がい者福祉施設従事者等による虐待

年度	相談・通報 ・届出件数	事実確認 調査を行 ったもの	虐待と判断したものの		
			虐待と判断したものの	虐待ではないと判断したもの	虐待の判断に至らなかったもの
29	102件	57件	14件	25件	18件
28	78件	54件	8件	30件	16件
27	90件	47件	8件	26件	13件

#### 【平成29年度の状況】

- 虐待と判断した14件の施設の種別は、通所系事業所9件、入所系事業所5件。
- 虐待の種別は、身体的虐待7件、身体的虐待及び心理的虐待1件、性的虐待4件、性的、心理的虐待及び放棄・放置（ネグレクト）1件、心理的虐待1件。
- 虐待を受けた障がいのある人の性別は、女性40.0%、男性60.0%。
- 虐待を受けた障がいのある人の障がい種別（複数回答有）は、身体障がい1名、知的障がい10名、精神障がい（発達障がいを除く）1名、発達障がい4名。
- 虐待者（複数回答有）は、生活支援員等直接処遇にあたる職員9名、管理者4名、設置者1名、虐待者不明1名。
- 県及び市町村では、障がい者虐待と判断した事案について当該施設等に対し指導を行うとともに、改善計画の提出を求め、改善状況の確認を実施。

#### (2) 養護者による虐待

※養護者：障がいのある人を現に養護する者であって障がい者福祉施設従事者等及び使用者以外の者

年度	相談・通報 ・届出件数	事実確認 調査を行 ったもの	虐待と判断したものの		
			虐待と判断したものの	虐待ではないと判断したもの	虐待の判断に至らなかったもの
29	130件	114件	38件	31件	45件
28	198件	136件	51件	59件	26件
27	164件	135件	46件	29件	60件

(注) 養護者による虐待の対応は市町村で実施。

### 【平成29年度の状況】

- 虐待の種別（複数回答有）は、身体的虐待20件、性的虐待1件、心理的虐待15件、放棄・放置（ネグレクト）6件、経済的虐待11件。
- 虐待を受けた障がいのある人の性別は、女性73.7%、男性26.3%。
- 虐待を受けた障がいのある人の障がい種別（複数回答有）は、身体障がい7名、知的障がい17名、精神障がい（発達障がいを除く）20名、発達障がい0名、難病等2名、その他の心身の機能の障がい1名。
- 虐待者は、親34.9%、配偶者11.6%、子9.3%、兄弟姉妹25.6%など。
- 虐待と判断した38件の事案のうち22件（57.9%）について虐待者からの分離を行っている。

### （参考）使用者による虐待（国（福岡労働局）まとめ）

※使用者:障がいのある人を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

年度	事実確認調査を行ったもの	虐待と判断したものの	虐待ではないと判断したものと及び虐待の判断に至らなかったもの
29	71件	20件	51件
28	62件	14件	48件
27	63件	15件	48件

### 【平成29年度の状況】

- 虐待と判断した20件の虐待の種別は、経済的虐待11件、身体的虐待1件、心理的虐待3件、身体的及び心理的虐待4件、身体的、心理的及び経済的虐待1件。
- 虐待を受けた障がいのある人の障がい種別は、身体障がい6名、知的障がい1名、精神障がい（発達障がいを除く）12名、発達障がい0名、不明20名。
- 国（福岡労働局）では、事実確認調査を実施し、虐待を行った使用者に対する行政指導を行っている。その際、使用者に対して、障がい者雇用や最低賃金等についての行政指導を併せて行っている。

## 2 障がい者虐待防止のための県の取組み（平成29年度）

- 障がい者福祉施設管理者に対する集団指導において、障害者虐待防止法の説明や虐待防止の取組の周知を行う（1,024事業所）とともに、実地指導において、状況に即して虐待防止の取組みを指導（424事業所）
- 新たに障がい者福祉施設の指定を行う際は、施設の現地確認において、虐待防止のための取組の指導をあわせて実施（184事業所）
- 市町村職員を対象として「障がい者虐待防止に関する事例検討会」（2回開催）を開催し、具体的な虐待事案への対応について助言、支援を実施
- 障がい者福祉施設従事者、市町村職員等を対象に「障がい者虐待防止・権利擁護研修」を開催し、虐待事案対応に関する研修を実施（176名受講）
- 障がい者福祉施設で利用者に対し直接支援を行う職員を対象にした「障がい福祉サービス事業所等支援員研修」において、障がい者虐待防止を研修カリキュラムに組み込んで実施（242名受講）

## 平成29年度の障がい者虐待の状況について

## 1 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況

## (1) 相談・通報・届出件数

相談・通報・届出件数	事実確認調査を行ったもの	虐待と判断したもの	虐待ではないと判断したもの	虐待の判断に至らなかったもの
102件	57件	14件	25件	18件

## (2) 虐待と判断した事案の概要

事案 項目	1	2	3	4
施設の種別 (地区)	共同生活援助 (福岡地区)	放課後等デイサービス (筑後地区)	宿泊型自立訓練 (北九州地区)	就労継続B型 (北九州地区)
被虐待者の状況	女性 30代1名 (知的障がい)	男性 児童1名 (発達障がい)	利用者全般に対する行為であるため、特定困難	女性 30代1名 (知的障がい)
虐待の種別	性的虐待	性的虐待	身体・心理的虐待	性的・心理的虐待・放棄・放置(ネグレクト)
虐待を行った従事者の職種	生活支援員	指導員	管理者	設置者
県・市町村が行った措置	事業所指導 研修の実施	事業所指導 改善計画の提出	事業所指導 改善計画の提出	事業所指導 改善計画の提出
虐待の内容	夜間、居室に入り、身体を触る等した。	車内で下着の中に手を入れ、下半身を触った。	拳をこめかみ付近にあてた。不要と判断した利用者の持ち物を隠したり、服を持ち出した。	他の利用者がちよっかいを出すのをやめさせない。利用者にわいせつな会話をする。声量が大きく、威圧的であった。

事案 項目	5	6	7	8
施設の種別 (地区)	就労継続B型 (筑後地区)	生活介護 (筑後地区)	療養介護 (筑後地区)	就労継続A型 (北九州地区)
被虐待者の状況	男性 20代1名 (知的障がい)	男性 30代1名 (知的障がい)	男性 50代1名 (知的障がい)	男性 20代1名 (知的障がい)
虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	心理的虐待
虐待を行った従事者の職種	職業指導員	生活支援員	生活支援員、看護師	生活支援員
県・市町村が行った措置	事業所指導 改善計画の提出	事業所指導 改善計画の提出	事業所指導 改善計画の提出	事業所指導
虐待の内容	利用者の首元をたたいた。	利用者を押し倒した。	利用者の頭を平手でたたいた。利用者の頬を拳で殴った。	暴言を吐いた。

事案 項目	9	10	11	12
施設の種別 (地区)	共同生活援助 (筑豊地区)	放課後等デイサービス (福岡地区)	障がい者支援施設 (北九州地区)	就労移行支援 (筑後地区)
被虐待者の状況	女性 30代1名 (知的障がい、精神障がい)	女性 児童 1名 (知的障がい)	男性 60代1名 (身体障がい)	女性 20代1名 (知的障がい)
虐待の種別	性的虐待	身体的虐待	身体的虐待	性的虐待
虐待を行った 従事者の職種	生活支援員	管理者	虐待者不明	管理者
県・市町村が 行った措置	事業所指導 改善計画の提出	事業所指導 改善計画の提出	事業所指導 改善計画の提出 研修の実施	事業所指導 改善計画の提出
虐待の内容	利用者の体に触り、抱きついたり、抱きかかえたりした。	利用者の腕を甘噛みした。	まぶたや右足に出血痕などが認められた。	利用者に性的行為を行った。

事案 項目	13	14
施設の種別 (地区)	生活介護 (筑豊地区)	放課後等デイサービス (筑後地区)
被虐待者の状況	男性 20代1名 (知的障がい)	男性 児童2名 女子 児童1名 (発達障がい)
虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待
虐待を行った 従事者の職種	生活支援員	管理者
県・市町村が 行った措置	事業所指導 改善計画の提出	事業所指導 改善計画の提出
虐待の内容	利用者に馬乗りになり床に押さえつけた。	利用者の頭を叩いた。

## 2 養護者による障がい者虐待の状況

### (1) 相談・通報・届出件数

県内全市町村で 130 件

### (2) 相談・通報・届出者（重複あり）

区 分	人数	割合 (%)
相談支援専門員・障がい者福祉施設従事者等	57	42.8
本人による届出	19	14.3
当該市町村行政職員	11	8.3
家族・親族	6	4.5
医療機関関係者	13	9.8
近隣住民・知人	11	8.3
介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	5	3.7
警察	7	5.3
その他	4	3.0
合計	133	100.0

### (3) 事実確認の状況

区 分	件 数	割合 (%)
事実確認調査を行った事例	114	87.0
立入調査以外の方法により調査を行った事例	114	87.0
訪問調査を行った事例	58	44.3
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	56	42.7
立入調査により調査を行った事例（障害者虐待防止法第 11 条適用）	0	0.0
警察が同行した事例	0	0.0
市町村単独による事例	0	0.0
事実確認調査を行っていない事例	17	13.0
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	13	9.9
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	0	0.0
他部署等への引き継ぎ	4	3.1
合 計	131	—

(注) 事実確認の状況には、平成 28 年度に通報があったもののうち、平成 29 年度にかけて事実確認調査を行ったもの（1 件）が含まれるため、合計件数は平成 29 年度の相談・通報・届出件数 130 件と一致しない。

### (4) 事実確認調査の結果

区 分	件 数	割合 (%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	38	33.3
虐待ではないと判断した事例	31	27.2
虐待の判断に至らなかった事例	45	39.5
合 計	114	100.0

(5) 虐待の種別

区分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待
件数	20	1	15	6	11

(注) 虐待の種別には重複があるため、合計は虐待判断事例の件数38件と一致しない。

(6) 被虐待障がい者の状況について

ア 障がい種別

区分	身体障がい	知的障がい	精神障がい (発達障がいを除く)	発達障がい	難病等	その他の心身の機能の障がい
人数	7	17	20	0	2	1

(注) 障がいの種別に重複があるため、合計は虐待判断事例の件数38件と一致しない。

イ 性別及び年齢

○被虐待障がい者の性別

区分	男性	女性	合計
人数	10	28	38
割合(%)	26.3	73.7	100.0

○被虐待障がい者の年齢別

区分	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
人数	1	9	7	3	11	7	38
割合(%)	2.6	23.7	18.4	7.9	29.0	18.4	100.0

ウ 虐待者との同居・別居の状況

区分	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	合計
件数	28	8	2	38
割合(%)	73.7	21.0	5.3	100.0

エ 世帯構成

区分	件数	割合(%)
単身	4	10.5
配偶者と同居	1	2.6
配偶者及び子と同居	5	13.2
両親及び兄弟姉妹と同居	3	7.9
父親と同居	2	5.3
母親と同居	5	13.2
母親及び兄弟姉妹と同居	5	13.2
兄弟姉妹と同居	4	10.5
子と同居	3	7.9
その他	6	15.7
合計	38	100.0

オ 被虐待者から見た虐待者との関係（複数回答）

区 分	父	母	夫	妻	息子	娘	兄弟 姉妹	その他	合計
人 数	7	8	5	0	2	2	11	8	43
割合(%)	16.2	18.6	11.6	0	4.7	4.7	25.6	18.6	100.0

(7) 虐待への対応策について

ア 分離の有無

区 分	件 数
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	22
被虐待者と虐待者を分離していない事例	11
現在対応について検討・調整中の事例	5
その他	0
合 計	38

イ 分離を行った事例の対応

区 分	件 数
① 契約による障がい福祉サービスの利用	7
うち、面会の制限を行った事例	1
② 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	6
うち、面会の制限を行った事例	6
② ①、②以外の方法による一時保護	1
うち、面会の制限を行った事例	1
③ 医療機関への一時入院	4
うち、面会の制限を行った事例	1
④ その他	4
合 計	22

ウ 分離を行っていない事例の対応の内訳（複数回答）

区 分	件 数
① 養護者に対する助言・指導	6
② 被虐待者が新たに障がい福祉サービスを利用	2
③ 既に障がい福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	5
④ 被虐待者が障がい福祉サービス以外のサービスを利用	1
⑤ 再発防止のための定期的な見守りの実施	6
⑥ その他	6
合 計	26

エ 権利擁護に関する対応

- ・成年後見制度は、「利用開始済み」3件、「利用手続中」2件。  
（これらのうち、市町村長申立ての事例2件。）

## (8) 市町村における体制整備 (平成 29 年度実績)

区 分	市町村数	60 市町村に占める割合(%)
住民への障がい者虐待の相談窓口の周知	50	83.3
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	44	73.3
障がい者虐待防止について、講演会や市町村広報紙等による住民への啓発活動	33	55.0
障がい者福祉施設及び障がい福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	29	48.3
独自の障がい者虐待対応マニュアルの作成	29	48.3
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	33	55.0
成年後見制度の市町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	33	55.0
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	14	23.3
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	18	30.0
緊急時の受け入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	18	30.0
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障がいのある人に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	18	30.0